

# 権力・宗教関係から考える「信教の自由」

小川原 正道（慶應義塾大学法学部教授）

ただいまご紹介いただきました、慶應義塾大学の小川原と申します。本日は貴重な機会を頂戴いたしまして、ありがとうございます。

私は政治学者で、政治学の歴史的観点から宗教について考えてきた者でございます。今回のテーマは「権力・宗教関係から考える「信教の自由」」ということで、お話をさせていただきます。今回、お声がけいただいたのは、『日本政教関係史—宗教と政治の150年』という拙著をお読みいただいたことがきっかけだと思います。その本では、第1章「近現代日本の宗教行政史概観」、第3章「内地雜居とキリスト教公認問題」、第6章「宗教団体法の整備過程」などで、キリスト教を正式に日本政府が認める際の法的な対応や施策、戦前日本において4回、帝国議会に提出された宗教法案、宗教団体法案、また戦後の宗教法人法や1995年の同法改正について論じております。

これらを踏まえ、今日は、宗教法案と宗教団体法案という権力と宗教との関係を規定するルールについて、宗教者がどのような意見や主張を展開してきたのか、その議論の中で「宗教の自由」がどう語られてきたのかをたどってみたいと思います。それは、宗教者が行政機関から「宗教の自由」を防衛する方策を講じてきた歴史でもあると思います。

法制の問題に入っていく前提として、近代、明治以降の日本における「信教の自由」「政教分離」に関する原則について、基本的な事項を示しておきます。明治政府が初めて「宗教の自由」を「口達」において認めたのが、1875年11月であります。民衆教化政策に対する反対運動が起こる中で出された達でして、政府として「宗教の自由」を承認する一方で、宗教が政府を妨害せず、人民を善導し、統治を翼賛することを義務づけたものでした。こうして「信教の自由」が提示されますが、戦前の日本政府は神道を宗教ではなく、「国家の宗祀」であるとの立場をとりましたので、宗教と神道との分離を図っていくことになります。1882年に教導職と官国幣社の神官を分離し、神官が宗教活動である葬儀にかかわってはいけないこととしました。教導職自体2年後に廃止され、政府は宗教に一定の自治を認めつつ、神社を国家管理していく、という枠組みができていきました（前掲『日本政教関係史』）。

そして1889年2月、大日本帝国憲法が発布されます。第28条で「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」という「信教の自由」条項が定められました。明治憲法の解説書として伊藤博文の名で出された『憲法義解』は、「本心」の「自由」の重要性とともに、どの国でも「国教」を国民に対して強制することはしておらず、その権利や機能はない、と述べています。他方で、宗教が外面に現れた「礼拝」

「儀式」「布教」「演説」「結社」「集会」に対しては、「安寧秩序」を維持するために制限しえ得ることが掲げられています。

これがその後具体的な問題になってくるわけでありまして、それが宗教法案、宗教団体法案における論点となります。最初に宗教法案が帝国議会に提出されたのは、1899年です。この背景には不平等条約の改正がありました。

欧米列強は主にキリスト教を信仰する国ですので、条約改正に伴う外国人の内地雑居を受けて、キリスト教の布教を正式に認める、という内務省令第41号が出されます。それまでもキリスト教は国内で布教されていましたが、法的な認可を受けたものではなく、黙認されている形でした。それを正式に認めたことになります。認めるだけでなく、一定の監督が必要、という側面が宗教法案に示されています（前掲『日本政教関係史』）。

どういう法案だったのか。教派教会の設立や教会規則を内務省による事前認可制とし、内務省の宗派、教会等への命令を含む監督、取締の範囲内で宗教団体に自治権を認め、非課税特權を承認、宗教儀式の執行その他宗教事項について「安寧秩序」「風俗」「臣民たるの義務」に違反した場合は許可の取り消しもありうる、といった内容になっております。それまでは宗教に関しては包括的な法制がなく、バラバラな法令によって監督・管理をしていたわけですが、これを宗教法のもとで管理していくという構想でした。信仰の内部には立ち入らず、それが外部に現れた教規や宗制などを監督し、社会の安寧秩序を妨げず、臣民の義務に背かないようにすることが国家の義務であるとして、法案が提出されたわけです。憲法の条文と憲法の解釈から、こうした法案が作成されたことが窺えるかと思います（同前）。

この宗教法案は貴族院で審議されますが、否決されます。当時、仏教を「公認教」とする運動が展開されており、仏教界の一部は自分たちだけが政府から公認されるよう働きかけていました。宗教法案が仏教もキリスト教も同列に扱うことに対し、仏教界、特に真宗大谷派が強く反対したわけです。そのなかで、法案は貴族院で否決されることになります。

宗教者の反応はどういうものだったのか。大谷派の動きをみてみましょう。当時、最もよく読まれていた総合雑誌『太陽』は「宗教法案と宗教界の動搖」（第6巻第2号、1900年2月）と題する記事で、「宗教法案は政治宗教の両界に跨れる大問題なり」とした上で、大谷派では石川舜台が「仏教徒国民同盟会」を組織させて「仏教と国家との関係親密なる」ことを強調し、仏教を「国教」としようと運動を展開しており、これが「公認教運動」である、としています（傍点原文）。彼らは「宗教法案」を作成して政府に提出するものの、政府が別途「宗教法案」を出したため、反対運動に発展し、法案提出後、本願寺派は賛成派に転じ、浄土宗、曹洞宗、真言宗、天台宗、日蓮宗は修正派となり、大谷派は「反対派」を維持し、石川は全国仏教徒大会を開いて示威運動を展開、本願寺派が賛成に回ったのは大谷派に対抗するためだと報じています。

「宗教法案」はどういうものであったのか。「宗教法案の成行」（『太陽』第5巻第21号、1899年9月）によると、「此法律に於て公認する仏教各宗派は現今帝国内に存在せる左の宗派とす」（第3条）、「宗教各宗派事務所の敷地及建物は公課を免除す」（第9条）という

条文が盛り込まれています。こうした特権を仏教だけが独占したい、と考えていたことがポイントだと思います。

このような動きに対して、キリスト教側は当然、批判的でした。柏木義円が創刊した『上毛教界月報』は、「宗教法案」（1900年1月14日付）で、「新教各派」が会議を重ねて法案に修正の上で賛成することを決し、「干渉的の条項を全廃せん」としているものの、「仏教徒は干渉多くも保護特典の多からんを望み基督教徒は保護特典なくも干渉なきを望むに在り」と指摘しています。「心あるもの」は法案審議が遅延すると僧侶の公認教運動が盛り上がるため、法案成立を目指しており、「府下の諸新聞」は各宗教を平等に扱い、「治国の要具」として宗教を優遇しようとする法案に賛成し、仏教徒の反対運動を排斥している、と考察しています。

『六合雑誌』でも宗教法案が論じられており、社論「宗教法案と仏教徒」（第229号、1900年1月15日）は、「公認運動」を展開してキリスト教を排斥しようとしてきた仏教徒の一派が宗教法案を自説に反するとして、成立を妨害しようとしているけれども、「仏教何が故に特に政府の公認を要するや、憲法第廿八条の規定に基き信教の自由を許されたる以上は、各宗教皆政府の公認を得たるにあらずや、仏教徒豈独り自ら未だ公認せられずと思惟するか」として、キリスト教を「外教」として排斥するなら、仏教も外来の宗教ではないか、「國家の安寧秩序を妨げざる限りに於て、孰れの宗教も等しく世人を教化するの権利あるにあらずや」と難じて、仏教が公認に頼ろうとするのは「衰へたる」証拠ではないか、と指摘しています。

政府の干渉を受け入れたくないという態度をキリスト教側が示していたわけですが、政府の宗教に対する監督権を認めるかどうかについては、当時、さまざまな議論がありました。

元帝国大学総長で貴族院議員の渡辺洪基は、監督権に肯定的な意見を示しています。「教義宗制の認可を受けしむるといふのに就いて、政権を形而上の教義にまで立ち入るのは不都合で無かと云ふ者もあるが、内務省の認可権は、宗制が治安や風俗に害があるか否やを見て、不都合な場合だけ之を差止めるので、此事は宗教法なしと雖も、当然行政権の行ふべき職権だ、然るに之を等閑にして置くと、蓮門教とか天理教とか云ふ様な、宗派が出来て、男女混淆して踊つたり、病人に腐つた御水を飲ませたりする様になる故に宗教法にする行政権認可で、所謂淫祠を抑止する様に〔す〕るのは、真正の宗教徒は大に悦ぶべきことであらうと思ふ」（「宗教法案の話」『太陽』第6巻第1号、1900年1月）。渡辺はこうした立場から、監督権を認めます。

当時、東京専門学校で教鞭をとっており、後に京都帝国大学に移った倫理学者の藤井健治郎も、「『抑々信教の自由は憲法の保障する所にして、其由来の如何を論せず宗義の異同を問はず国家は其信仰上の内部に立ち入り干渉せざるは勿論亦力めて其自由を保たしめざるべからず然れども其外部に現るゝ所の行為例えれば寺院教会の設立、信徒の結集、其他教規宗則等總て外部に現るゝ形体に至りては之を監督して社会の秩序安寧を妨げず臣民たるの義務

に背かざらしむることを努むるは国家の権利にして亦其職責に属するものとす』といふの説明は其主意明瞭義理的確なり。…若し国家が宗教の利害得喪と自己の利害得喪と相背馳するを認むる時は国家は断然宗教を処分せざるべからず。是れ国家の自衛自存の道に於て当然の職分たり』(「宗教法案と宗教」『哲学雑誌』第15巻第155号、1900年1月)と評価しております。国家と宗教の利害得失が衝突する場合、安全のために宗教を処分せざるを得ず、その監督権は容認されるという主張です。

法案否決の結果、宗教に対する統一的法規ができませんでしたので、改めて2回目の宗教法案が提出されます。1927年のことでした。具体的な契機としては、1921年に第一次大本事件が発生しておりまして、当時の用語で言う「淫祠邪教」を排除して既成宗教を保護する趣旨で立案されたものであります。したがって、監督権限が強いものとなりました。寺院、教会は第一次的に地方長官、第二次的に文部大臣が監督し、宗教団体には報告を課して、検査、その他必要な処分を行うこと、宗教団体の成規・秩序を維持するために必要な処分をすることが可能であること、などが規定されています。政府は従来、寺院境内地を無償・無条件で譲与していたのですが、寺院境内地のうち「必要ならざる部分」として、収益のための施設設置部分は無償譲与とせず、有償で売却または貸付ける、とも定めています。政府側としては、宗教による教化が国家にとって必要であり、そのために宗教団体を保護して教化活動を促進すべく、この法案を提出する、という立場でした。これに対しては、監督権が強すぎるという批判が宗教者などから出てきて、結局、審議未了廃案となり、成立しておりません(前掲『日本政教関係史』)。

その監督権限についての宗教者の反応ですが、キリスト教界はかなり一致して反対しております。新聞・雑誌に掲載されたキリスト者たちの反対意見をまとめた文章によると、「宗教法案が閣議を経て議会に上程されるに至つた。該法案に関係の深い我がキリスト教界の輿論は大体に於て反対論に傾いてゐる様である。福音新報は日本基督教会宗教法案反対実行委員会の名で反対理由書を発表してをり宗教法案反対同志会は主意書と反対理由書を全国の有志に送つた」(「宗教法案に就いて」『開拓者』第22巻第2号、1927年2月)として、綱島佳吉、山室軍平、高田耕安、今泉源吉、富永徳磨の反対意見が紹介されています。

内村鑑三は同じ『開拓者』で、法案に反対しております。「世に自存性を有する者にして眞の宗教の如きはありません。此は如何なる勢力の保護をも待たずして、自由に発達し得る者であります。之に反して偽の宗教程脆い者はありません。此事を知つて政治が宗教に干渉するのは如何に愚かなる事である乎が判明ります。政治家が宗教の為に為し得る至上の譽は全然之を放任する事であります、勿論非倫不徳を取締るの必要はありますが、それは普通の法律に依て取締まることが出来ます。特別に宗教法を設くるの必要はありません。今や政教分離は文明的政治の原則であります。そして宗教が政治に干渉する害が大なる丈け、それ丈け政治が宗教に干渉するの害は大きくあります。…此法律案を編んだ人々は失礼ながら宗教の何たる乎を知られた人々であります。私は大なる疑を懐きます」(「宗教法案に就いて」『開拓者』第22巻第4号、1927年4月)。こういった意見が、キリスト教界の大

勢がありました。

貴族院の中でも監督権限が強すぎるという意見があり、水野鍊太郎という貴族院議員、元内務省神社局長、元内相は、この法案を審議未了廃案に追い込む上で大きな役割を果たすことになります。水野の主張をみてみましても、「今度の法案を見るに、其第三十四条に於て神道又は仏教に属する宗教を奉ずる者は、教派又は宗派を組織するためには文部大臣の許可を受けなければならぬと規定し其の他にも憲法の規定に反して種々信教の自由を制限した条項がある。詳しく言へば吾々が商事会社を設立するに当つて何等官庁の干渉を受けない何等の許可を受くる必要はない、言論集会に於ても自由の保証を受けてゐる、新聞雑誌を発行するに於ても届出をなす丈で許可を受ける必要はない、治安を妨害し風俗を紊るが如きものに非ざる限り吾々国民に絶対に自由を保証せる信教に就き政府の法案は著しく其自由を束縛する事になつて居る。例へば或る教派若くは宗教を組織せんとする場合は文部大臣の許可を受けなければならぬ事になつて居る。而も其許可を受けんとするに當つては、教規宗制を添へて願ひ出るのであるから行政官庁の権限は此方面まで及び官吏は信教に対し絶対の権限を有する事になる。此れ憲法の精神に背き、他の社会現象に対して著しく権衡を失したものと謂はねばならぬ。況んや唯法律とか経済とかの知識を有するに過ぎない行政官が宗教の実状を判定せんとする如き明かに監督の範囲を超越し国民に与へられたる信教自由の権限を簒奪するものである」（「宗教法案は憲法に反する」『朝鮮及満洲』第232号、1927年3月）と述べており、こうした有力な内務省OBの貴族院議員の反対もあって、結局、審議未了廃案になります。

神社神道をめぐっても、論議がありました。東京帝国大学で神道学を教えていた田中義能という神道学者が、この法案と関連して、こういうことをいっています。「先達つても市内某中学校の生徒が基督教を信ずるの故に神社に参拝しなかつたといふことがあつたが、斯ういふ問題は從来反復されてゐる。…其の不都合なことは最も事理明白なことであつて、敢て問題とするに足らないのである。我が国の教育は元來教育勅語によつて行はれてゐるといふことは云ふまでもない事実である。教育勅語を国民に徹底せしむるのには、其の第一の問題は教育勅語は皇祖皇宗の遺訓であつて、吾々の祖先の遺風を顕彰するところのものである。祖先の遺風を顕彰し、皇祖皇宗の遺訓を服膺せんとするには必ずしも皇祖皇宗及び祖先を崇敬しなくてはならない。従つて国民教育を施す学校に於いて皇祖皇宗或は祖先の奉仕せられてゐる神社に生徒を引率して行つて、是れに最高の敬意を表するといふことは当然過ぎた事柄である。…宗教法案が神社と全く別に成立すべきものであつて、我輩は是れが十分に審議せられて成るべく十分に完全なるものとなつて發布せられ我が宗教の進運發展に大いなる効果を奏すべきことを切望して止まないものである」（「宗教法案批判一宗教法案と神社」『東亜の光』第21卷第8号、1926年8月）。宗教法案では神社を扱わず、クリスチヤンであっても神社参拝はする義務がある、という主張です。

内村鑑三不敬事件などを念頭に置いた議論ですが、当時のクリスチヤンたちはこうした主張に反論しておりまして、たとえば正教会の神学者であった石川喜三郎は、宗教法案に関

連して、神社家を批判しています。「今回制定せらるる宗教法に依りて神道者がこの宗教法を盾にして基督教徒の子弟に対して神社は宗教以外に超然たる祭祀なりと主張して教育上の必要を口実として崇敬参拝を強ひながら、一方よりは冠婚葬祭その他の神事を執行し宗教に相違無きを実現するに於ては、基督教徒中には斯の如き宗教的神社に参拝することを拒絶する者も無きにあらざるを以て、茲に忽ち宗教と教育の衝突問題を惹起するに至るなり」（「宗教法案制定」『正教時報』第15巻第11号、1926年11月）。神社神道の実態は宗教であり、自分の信仰の故に参拝しないことがあっても当然で、その結果として宗教と教育の衝突、不敬事件のようなことが起きることもまた当然である、という主張でした。

少し込み入った話になりますが、先程、法案の内容として寺院境内地を無償譲渡だったものを有償にする、という条文があったと申し上げましたが、これに対して仏教側は反対します。廃案後ですが、真言宗の専門誌である『六大新報』に「握り潰しの宗教法案」（第1212号、1927年4月10日）という記事がありまして、「われらは再三痛論した如く、該法案には少なからざる欠点があつた文相も局長も調査委員もこれをもつて殆んど完璧に等しきものゝやうに披露もし自慢もした然るに一度び貴族院に上程し、花井、水野、木場の上院議員達によつて論難しられた痕を見ると、目もあてられぬほどの不完全至極の法案であつたかゞ知られる。若しあのまゝ通過し実施せらるゝならむか、あるはなきに勝ると云ふ程度のものであつて、これあるが為に宗団が幸福を招来するとも思はれぬ、例へば境内還付の如き、宗団の認可主義の如き、不法と不合理の結晶とも云ふべくして、却つて宗団の幸福を減削するものである。…従つて法案に対する基督教なり、議員なり、又仏教家の意見も大略知るを得たれば、これを資料に変更すべきは変更し、加除すべきは加除し、以つて次期議会に完全なる法案の再提出を希望してやまない」と寺院境内地問題も含めて批判しています。

この法案が廃案となつても政府は諦めず、2年後、1929年に名前が宗教団体法と変わりますが、その一回目の法案を出します。この間に天理研究会不敬事件が発生して宗教団体への統制の徹底が求められ、昭和天皇の即位大典記念日本宗教大会が開かれた際には、宗教が政府の思想善導に呼応する姿勢を示したこともあり、宗教に対する監督権を規定していくことになります。ただ前回の法案で監督権限を強めることについては強く批判されたため、宗教団体の結成に関しては地方長官への事後届出制でよく、その他必要な処分といった曖昧な文言も削除し、文部大臣の監督権を制限しました。帝国議会での文部大臣の説明では、物質文明の弊害が顕著となり、思想の善導と国民精神の作興が課題となっている中で、宗教団体を保護して国民教化を促進する宗教団体法を整備する、というのが法案提出の趣旨とされています。この法案に関しても宗教界からの反発が強く、審議未了廃案で終わっています（前掲『日本政教関係史』）。

監督権限に対しては、なお反対の声が強く、日本基督教会に「対宗教団体法案特別委員会」がつくられます。その言説の一つを、典型的な例としてお示ししておきましょう。「主務大臣が、宗教団体内部の自治に立ち入つて、その秩序や規則を維持するために勝手の処置が出

来ると云ふことは實に危険千万な話である。教義や儀式はこの限りでないとあるが、教会の制度機関政治も亦同じく信仰の具体化である。例へば総会の決議や牧師長老の選任が、文部大臣の御採決によつて有効無効が左右されると云ふことになれば、好ましからぬ運動も初まる。教会の俗化、時には政党化さへも予想される。文部大臣の権限は第七条によつて地方長官にも委任出来るから、地方によつては「仏教系の知事」とか「民政系の教会」なぞ云ふ現象が起らぬとは云へない。教会の保護助長どころか、實に蹂躪破壊である。…宗教団体や宗教教師が安寧秩序を紊り、臣民の義務に背く場合に、その行動を制限禁止せらるるは止むを得ないのであるが、かかる重大なる処分を地方監督官庁の認定のままになし得ると定めたるは實に危険千万と云はねばならぬ。下級官憲の基督教に対する無理解は、實に予想以外である」(今泉源吉述『宗教団体法案と基督教会』日本基督教会対宗教団体法案特別委員会、1929年)。實に厳しい批判です。権限行使の仕方によつては宗教の破壊につながる、というのが彼らの見解です。

仏教側の動きは、第一次宗教法案当時に戻った感がありまして、「宗教団体法案反対仏教徒同盟」という超教派の組織がつくられるのですが、ここでは「仏教、神道、基督教を劃一的に規定したることが、根本的反対の理由である。…憲法の信教の自由を理由として、団体を劃一に規定せねばならぬ如く考へるは大なる誤解である。信仰上より言へば、諸宗教が劃一に律せらるゝことは、却て各自の自由を拘束さるゝものである。況んや国家に於て長き歴史を有し、国民の大多数を包括する仏教宗派が、組織に於て外国に根拠を有し、少数の信徒を有する基督教各派と、劃一的に取扱はれねばならぬ筈は無い。…万一この法案にして成立することあらば、仏教各宗派は何の面目ありて、その宗祖に見ゆるであらう」(宗教団体法案反対仏教徒同盟『宗教団体法案反対理由』宗教団体法案反対仏教徒同盟、1929年)と、先の宗教法案への反対と同じ理由、すなわちキリスト教と同一に扱われたくない、ということを主張しているわけであります。

また、法案では宗教教師資格が定められていたため、これに対する反対の声があがりました。廃案後ですが、救世軍の山室軍平は、「此度の宗教団体法案に於て、宗教教師の資格は中学校又は高等女学校と同等以上の学力を有し、且二年以上宗教に関する専門の学業を修めた者とあるに対し、これを救世軍士官に当嵌めらるゝ場合…恐らく其七八割迄は失格者となることであらう」として、「我が当局者が此際、虚心坦懐、十分に此等の事情を認識し、又思量し、少く共世界の諸外国が、共通的に救世軍に許して居るだけの自由は必ず我が日本でも之を救世軍に与へられんことを、切望の至に堪えないのである」(「宗教法案に対しての意見」『朝鮮公論』第17巻第5号、1929年5月)と主張しています。

正教会の神学者である西海枝静も「前内閣案の取締、監督主義に偏して諸方より非難の声高かつたに反し信教の自由を尊重した点も幾分窺はれるので評判がよい…吾人は決して中等教育を排斥するものにあらず、その必要を認めざるものでない、が文部省が執拗に飽くまでこれを強ゆるに反対するものである、宗教々師の学力問題は結局各宗教に委任するか、小学校卒業程度位に止むるを可とす。決して頑固に之を主張して宗教家に強ゆる必要がな

い」（「宗教団体法案」『正教時報』第18巻第2号、1929年2月）と述べており、これも宗教活動に対する過剰な干渉であると捉えていました。

そして、第二次宗教団体法案が提出され、これは成立することになります。1939年のことです。この中身としては監督権限が揺れ戻されて強くなりまして、信教結社の設立は事後届出制とするが、宗教団体の設立、規則変更、法人化、合併、解散は文部大臣または地方長官の認可を必要とし、文部大臣が儀式・行事の制限・禁止、設立取り消しの権限も有する、と規定しております。宗教結社ではない宗教団体に関しては、所得税の非課税などの特典が与えられるという枠組みです。すでに満洲事変が勃発し、日中戦争が起きている国家総動員体制の時代ですので、そういう時代的背景のもとに政府は、宗教は国民精神の振作、啓導に重大な関係を持つとして、非常時局下での宗教の健全な発達を促進し、その教化機能を増進するための法案、という立場をとりました。監督権限が強いわけですが、非常時局下ということもあって表立った反対はほとんどなく、1939年4月に可決・成立し、翌年4月に施行されることになります（前掲『日本政教関係史』）。

なお、宗教団体法は事実上、イスラム教にも適用されることとなります。日中戦争を戦っていますので、東アジアで戦線が広がり、イスラム教徒が生活している領域も日本の勢力圏・支配権に入る可能性があり、イスラム教徒に好意を抱いたもらう必要から、同教について明記すべきだという議論が交わさされたのです（赤澤史朗『近代日本の思想動員と宗教統制』校倉書房、1985年）。

この法案に対して宗教界は、少なくとも表立っては賛成しております。衆議院議員の安藤正純は真宗大谷派寺院出身の僧籍をもつ衆議院議員で、これまでの宗教法案、宗教団体法案にもかかわってくるなかで、いかに監督権限を弱めるかに尽力してきました。その安藤が、こういうことをいっています。「神道人や僧侶や或は牧師等所謂宗教家が、この法律に依頼心を起し、徒らに國家の保護に甘んずるが如き観念を起しては宜しくない。法律は必要であるが、之に依頼して甘夢をむさぼるが如き卑屈な精神では、法制上の精神に反するも甚しい。国家として宗教行政上最も必要な法案であるが、宗教家としては、寧ろ之に頼ることなく、自ら敢然として国民の第一線に立ち、恰も戦線に活躍奮闘する勇士の如く身を挺して、宗教の健全なる発達の為め又国家前途のため、自ら荊棘を切り開き、自ら難關を突破し、国民精神を導くの大覚悟と大勇猛心との喚起が必要である」（「宗教団体法問題」『大日』第193号、1939年2月）。法制上の精神と宗教が国民の教化活動に積極的にかかわっていく期待を述べているわけであります。

『六大新報』も「宗教団体法成立」（第1813号、1939年3月26日）という記事のなかで、「この法案は、今期に於ては、前例になき一般の反響と注目を惹いたのである。それは時あたかも非常時であり、宗教に対する関心が高まつてゐたからでもあるが、同時に又該法案提出によつて政府等の宗教に関する認識を深めたことは否めない所であり、殊に回教問題が盛んに論ぜられたことなど、如何に思想国防、宗教防共の意義が重要なかを一般に十分に認知せしめたもので、これ又教家として喜びに堪へない所である。故にこの法案

通過を期として宗団としても、大いに面目刷新、宗教の存在意義を深からしめるやう努力しなければならぬと思ふ」と述べています。この法律を契機として思想、宗教への関心を積極的にもっていこう、という趣旨です。

こういう声だけではなく、宗教に対する統制が強まることへの警戒心もあり、カトリックの雑誌『カトリック』をみると、法案提出前の段階で「太政官布告以来隨時に発布せられた乱雜多岐な宗教関係法規を整理統一すべき必要は、誰もが痛感するところであらう。然し、宗教が最も微妙にして心靈的な事項に関するものである限り、矢鱈に「統制」の下にあらゆる色彩の宗教を整備することは至難のことである。又信教の自由を束縛することなく、諸宗教をして其の健実なる使命を達成せしむるためにも、かなりデリケートな関心が必要である。…我等は理想的或は理想に近い宗教法の編成を渴望するものである」(「宗教法案」『カトリック』第15巻第7号、1935年7月)と、検閲がありますので言葉を選んではいますが、デリケートな問題なので法律は慎重に検討してほしいという懸念が垣間見えます。

法案の内容が示されると、同誌は「今次発表せられた宗教団体法案が、信教の自由の精神に立脚し、且つ既に公認せられ、又は事業上社会的に公認せられ来つた各宗教団体の歴史、伝統、良風美俗、並に其の平穏妥当なる現状を尊重し、且つ当該宗教の本質、真髓を保護せんとの意向が明かに看取せられて其の苦心の跡が歴々と表はれてゐる。…監督取締規定の如きは、原則として、国家的見地から当然たることは寸毫の疑をも挟むことは出来ぬが、其他監督権の具体的發動行使に就いては、宗教を充分理解せざるものに関しては、幾分の危険性なきやに憂慮せらゝるのである」(「宗教団体法案」『カトリック』第16巻第1号、1936年1月)として、慎重な運用を求めています。

こういう宗教側の動きを特高警察も観察しております、『特高月報』によると、宗教団体法の施行後、「宗教団体法の実施状況は一応順調に進捗し、表面的には宗教警察上格別の要注意事象も見ざりしが如くなるも、既成宗教界の一部には依然として自由主義的思想信仰に立脚し、本法を以て信教の自由を制限する憲法違反の法律なりと難じ、又は宗教絶対の独善的妄想より宗教は國家権力の壇外に超然として国家社会を指導すべきものなるに、國家機関が本法の施行に依つて強力なる干渉監督を加へんとするが如きは宗教の本質を理解せざる暴挙なり等の不穏當なる意向考察が相当広範囲に底流するやの模様あり」(「宗教団体法の施行に伴ふ宗教界の動向」『特高月報』1940年4月号)とされています。

この法律は可決、成立して施行されていますので、運用状況が一定程度わかっているわけですが、少しだけご紹介しますと、文部省は宗教団体を認可しないといけませんので、その際に文部省と宗教団体の申請者との間で「宗制」「宗憲」をめぐって事前の打合せが行われたことが明らかになっております。その中で、本願寺派は「真俗二諦」が「王法為本」に、大谷派については、「王法為本」が「皇法為本」に宗制が修正され、より世俗のルールを守らないといけないことが強調されるにいたっております。キリスト教では、ホーリネス派の教義にある「王国」が国家を想起させるとして、削除されました。同派は再臨信仰が国体の

否定にあたるとして、治安維持法違反で牧師が検挙され、宗教団体としての認可も取り消されております。バプテスト派は個別教会の独立自治が尊重されてきたのですが、文部省の指導によって全国的な一大教団に組織化され、「祖国教化」を目指すことになったといわれています（前掲『日本政教関係史』）。

施行後、太平洋戦争が勃発しますが、同法は宗教が戦争に協力する枠組みの基盤を提供することになりました。それを踏まえて戦後、宗教法人令が公布され、今までの法的枠組みを修正することになります。1945年10月4日、「政治的、公民的及び宗教的自由に対する制限の除去の件（覚書）」（人権指令）が発令されて治安維持法や宗教団体法の廃止が、GHQによって命じられます。同年12月15日に「国家神道、神社神道に対する政府の保証、支援、保全、監督並に弘布の廃止に関する件」（神道指令）が発令されまして、神社神道に対する国家の後援、支持、保全、管理、布教の禁止、公人の神社参拝、祝典、例祭への参加を禁止、公の教育機関での神道教育・儀礼の廃止、神祇院の廃止などが命じられます（同前）。

宗教団体法がなくなりますので、それに代わる法令として宗教法人令が1945年12月28日に公布されます。これによって、宗教法人の設立は所管庁たる文部省への届出制になりました。解散命令権は裁判所に付与され、翌年2月に同令が改正されて、神宮・神社が宗教法人とみなされ、規則や主管者の氏名、住所の提出が要求されることになります。以後、神社は宗教法人となります。宗教法人令に代わるものとして宗教法人法が制定されますが、これはGHQ民間情報教育局（CIE）と文部省との折衝を経て、立案されたものです。GHQが宗教活動の自由化を進めたいのに対して、文部省は、これまで宗教団体に対して保持していた監督権限を守りたいという駆け引きがあり、最終的には、所管庁は基本的に都道府県知事、他の都道府県で活動する宗教法人を包括する宗教法人は文部大臣、とする折衷案になります。宗教法人の設立は所轄庁が規則や手続きが適當かを認証し、解散命令については裁判所が行い、財産処分、合併、解散などについての信者・利害関係人への公告義務を課す、という法案が1951年3月に成立し、翌月、施行されます（同前）。

もちろん宗教法人法は日本国憲法のもとにあり、第20条で「信教の自由」が定められています。戦前のように「安寧秩序を妨げず」といった前提条件がかかってはいません。「政教分離」の条項も設けられます。第89条においても宗教団体に対する公金の支出禁止が規定されています。

宗教法人法案がつくられ、施行されていく過程に対する、宗教者の反応はどうだったのか。仏教、キリスト教も基本的には歓迎ムードであります。立正大学教授の竹田智道という仏教学者は、「信教の自由の保障ということが動かす事のできない大前提であるとすれば、法律によって、聊かでも宗教団体の精神的な面に触れ得るような規定を設ける事は、危険この上もない事であり、更に行政機関やその他の国家機関をして、宗教の内容やその信仰を基とした色々な活動に対して価値判断をする権限を与える事は厳重に拒否せられねばならない事がらである。…法人法は、宗教法人の自由な活動を認めると共に、その自主性を尊重し、

かつその行動に対して自ら責任をとらしめている」（「宗教法人法の基本的理念」『宗教公論』第21巻第5号、1951年6月）と「自由・自治・自主」の重要性を強調しています。

『基督教年鑑』は「宗教法人法について一法制定の理由と基督教への影響」において、「この法律の目的は、宗教団体に法律上の能力を与えること即ち宗教法人となり得る道を開くことに在る。しかして法人となることによつて、宗教施設や財産を確実安全に所有、維持、運用することができ、その目的達成のための業務や事業を運営する上に有利な、税の免除等が得られ、結局その宗教団体の目的が容易に達成されることになるわけである。だが、この法律は決して純宗教上の行為にまで触れるものではなく、信教の自由は憲法の保障するところであつて、勿論、非法人の宗教団体といえども宗教活動は自由である…教会法上の教区の規定は厳然たるものであつて、その宗教的機能は宗教法人法によつても国家権力によつても左右せらるべきものでないから、教区は法人にならなくともよいようなものの、むしろ逆に、教会法上の規定が法人を規定するのであつて、カトリックの如き教権主義の強力な宗教団体になると、教会法上規定された教区を法人とした方が便利なのである」（キリスト新聞社編『基督教年鑑 1952年版』キリスト新聞社、1951年）と述べました。

こうして歴史を振り返ってみると、第二次宗教法案、第一次宗教団体法案をめぐっては、特に監督権限が強いことに対して宗教者が結束して批判したという経緯があり、それが「信教の自由」を防衛する結果となり、実際に法案が潰ることになったわけです。他方で、第二次宗教団体法案に関しては宗教者が賛同し、受容した結果として、教義が書き変えられるような「信教の自由」への侵害が生じてしまったと言えるかと思います。

今回のシンポジウムのテーマは「現代における宗教の自由」ということですので、これを踏まえて、現代の宗教法人が置かれている立場について、若干の問題提起をしたいと思います。

旧統一教会問題を契機として、宗教活動に対して行政機関が権力を行使しうる範囲が拡大しているといえるかと思います。旧統一教会に関しては解散命令請求が出されており、従来の政府解釈では刑法上の不法行為を犯した場合が請求条件だったわけですが、昨年10月の国会答弁で岸田文雄首相はその解釈を変更し、民法上の不法行為についても請求要件だとしました。かつ、悪質で継続的、組織的である場合には請求の対象になり、その条件を満たしたということで、文化庁は解散請求をしたわけであります。

なぜ悪質なのか、何が継続的なのか、何が組織的なのか、それは文化庁が調査しているわけでありまして、そのラインは行政機関が判断することになります。いわゆる被害者救済法でも、寄附をする場合は自由な意思を抑圧してはといけない、靈感を使ってはいけない、といった配慮義務、禁止行為を規定しています。すでに消費者庁や文化庁から用語の定義や禁止行為の具体例が示されており、配慮義務に反し、禁止行為をしている場合には消費者庁が報告徵収、勧告、公表、命令ができる枠組みになっています。宗教法人法のように、宗教法人審議会で意見を聞く必要はありません。

政治学者はどう考えているか、その一端をご紹介しますと、冒頭に紹介した拙著の書評を

してくださった神戸大学の砂原庸介氏は、「第2次世界大戦後、国家による利用と排除は後景に退き、宗教団体の自由度は大幅に高まった。その変化は、まさに現在直面する重要な2つの課題とつながっている。まずは、自由すぎる団体にいかに規律を与えるか。そして、靖国神社に象徴される、最も深く国家と関わってきた神道を、宗教としてどのように位置づけるか。本書の議論はそれらの検討の前提になるだろう」（砂原庸介「ブックレビュー 小川原正道著『日本政教関係史—宗教と政治の150年』『週刊東洋経済』2023年6月24日号）と述べています。政治学者の中でも、いかにして自由に規律を与えるかという問題意識をもたれているのだろうと思います。

その自由への規律を、行政機関にすべて委ねてしまってよいのか。「信教の自由」のために権力と宗教者、宗教団体がどう向き合ってきたかを今、しっかりと考えてみるべきだと考えております。

旧統一教会問題も、カルトだから、異端だから関係ない、ということで問題ないかというと、それで済まされないわけであります。行政機関の介入は、宗教全体に関係する問題であると思います。実際、オウム真理教によるサリン事件を受けて、宗教法人法が改正されました。これは宗教法人全体にかかる問題でしたし、旧統一教会問題を受けたいわゆる被害者救済法も、およそ寄附を募る法人等、すべてにかかる法律ですので、関係ないという話ではないわけです。

関係があるのであれば、どう考えていくか。特にこの20年間くらいでの間で、憲法上規定されている他の「自由権」に関しては、ある種の自浄作用を発揮させようという試みがなされてきました。たとえば言論・表現の自由については、放送倫理・番組向上機構（BPO）という、NHKと民放連が出資した第三者機関が組織されています。言論・表現の自由と基本的人権を守るために苦情を受け付け、放送倫理問題に対応して検証しています。放送事業者が自主的に検証することによって、総務省の指導が入るのを防ぐことも期待しています。実際、BPOが勧告したのに総務省がさらに注意するのでは二重処分になるとして、BPOは抗議しました。

学問の自由に関しても、大学の自己点検・評価制度が採り入れられ、教育研究水準向上のために自己点検評価を実施し、教育理念や教育目標、研究活動や施設設備などを点検することが制度化されております。認証評価機関の第三者評価も実施されていますが、それは教育・研究水準の担保のためでもありますが、大学自身が第三者機関の評価を受けることによって学問の自由や大学の自治を守り、文部科学省からの直接的な指導を抑止していくという意図もあるのだろうと思います。

翻って「信教の自由」はどうか。宗教者、宗教法人、宗教団体が結束して何らかの意思・意見を発信していくことは当然、必要だろうと思います。宗教間、宗派間連携と情報発信の活性化も必要です。そのことは、これまでの歴史的経緯のなかでお話したとおりです。

その上で自由を確保し、自主性を発揮していく必要があり、宗教、宗派、教会が機能を果たしていかないといけない。それを考える際に、BPOや自己点検評価のような取り組みが、

宗教側にも存在しているかというと、おそらく、基盤となる枠組みはないのではないかと思います。

1995年にオウム真理教の事件で宗教法人法が改正される際に、宗教法人審議会が報告書を出しています。民間の自主的な第三者機関としての「宗教情報センター」をつくり、そこで苦情を受け付け、あるいは情報を発信し、宗教関係者や弁護士、宗教学者などが協力して運営していくべきだという提言でした。これは占領期からあった考え方で、早稲田大学の棚村政行氏は、「宗教界が宗教の国家管理化や国の監督権限強化に危機感をもつとすれば、バランス宗教課長いらいの自主規制の強力な民間第三者機関を設置することで自律性を強化し、国家や行政の介入の極小化が実現されるべきではなかろうか」（棚村政行「改正点をめぐる諸問題—宗教法人の自律性と行政の責任」『宗教法』第16号、1997年11月）と提言しています。

歴史的に考えても、現状を考えても、こうした発言には考慮の余地があるのではないかというのが、一政治学者としての感想となります。政治的な話はより詳細な説明を要すると思いますので、シンポジウムで議論できればと考えています。私からの話は以上とさせていただきたいと思います。ご静聴ありがとうございました。

追記 本講演録とは別に、本講演などをもとにした拙著『「信教の自由」の思想史—明治維新から旧統一教会問題まで』（筑摩選書、2024年）が刊行されている。ご関心がある方は、ご参照いただきたい。